

日本維新の会

対象期間 令和7年5月～令和8年3月（一部令和9年3月）

物価高騰・米国関税対策

- 1 現役世代の社会保険料引き下げ
(年間6万円減免)
- 2 食品消費税ゼロ
- 3 お米価格の値下げ
- 4 ガソリン減税 (リッターあたり約25円値下げ)
- 5 中小企業の事業主負担分の
社会保険料引き下げ

1 現役世代の社会保険料引き下げ（年間6万円減免）

社会保障費を年間4兆円削減し、現役世代一人当たりの社会保険料負担を年間6万円下げることを目指す、わが党の「社会保険料を下げる改革」のプランを先取りし、物価高騰による現役世代の生活苦を軽減する。

次年度以降は同プランに基づく社会保障改革を実行することで恒久財源を得て継続する。

2 食品消費税ゼロ

物価高騰のうち、特に日常生活に最も関係が深く、全ての国民にとって避けられない家計支出となる食品の価格高騰に対応するため、食料品にかかる消費税をゼロにする。

具体的には、2年の間、時限的に8%となっている食料品の消費税の軽減税率を0%まで引き下げる。

3 お米価格の値下げ

お米の値段を一定水準に引き下げるまで備蓄米の放出と米国からの輸入拡大を行う。

次年度以降は、食用米の作付面積を減らすための補助金を廃止して市場原理に基づく価格形成を実現し、直接支払い制度を導入して農家の所得を確保することで、安価で高品質なお米を市場に大量供給し、お米の不足と高値を構造的に解決する。

4 ガソリン減税（リッターあたり約25円値下げ）

高騰する燃料費に対し、日常生活や商業活動の基礎となる交通や物流のコストを引き下げするため、いわゆるガソリン税（揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税）の旧暫定税率（当分の間税率）を廃止する。

次年度以降は財源措置を行い、恒久的に廃止する。なお、軽油取引税は地方税収に影響が及ばないよう今年度から財源措置を行う。

5 中小企業の事業主負担分の社会保険料引き下げ

現役世代の社会保険料減免と合わせて、ビジネスセクターで特に米国関税と物価高騰の影響を受けている中小企業を支援するため、中小企業の事業主負担分の社会保険料を減免する。

次年度以降は社会保障制度改革を進めることにより恒久財源を得て継続する。